

## 子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現が求められている。

子ども医療費助成制度は、国の医療保険制度を補完する制度として各自治体で実施されており、子育て支援策として対象年齢の拡大も進み、子どもの保健・福祉の向上を図り、子育て世帯の安心に寄与する制度として大きな役割を果たしている。

厚生労働省の調査では2018年4月1日時点で全国全ての自治体で乳幼児等に係る医療費助成を実施しており、都道府県の補助基準も通院で約4割、入院では5割を超える自治体が学齢期の子どもを対象としている。これは各自治体が地域の実情に応じて子どもの保健の向上と福祉の増進に取り組んできたことの表れである。

その一方で子ども医療費助成制度は全国で統一的な制度体系を成しておらず、自治体によって助成対象年齢や給付方法に差異が生じていることから、全国どの地域においても同一の助成を受けることが可能な、国を主体とする公費負担制度としての子ども医療費助成制度の早期実現が求められている。

また、埼玉県内では全市町村において窓口払いを廃止するとともに、少なくとも中学校卒業までを対象として医療費助成を実施している。しかしながら、埼玉県の医療費補助制度は就学前の乳幼児のみを対象とした実施にとどまっていることから、将来のわが国を支える子どもたちが大きく健やかに育つよう、子ども医療費助成制度の拡充のため一層の取り組みを以下、要望する。

### 記

- 1 国に対し、国を主体とする公費負担制度の創設を強く要望すること
- 2 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置については、全面的に廃止するよう国に要望すること
- 3 国の制度化が実現するまでの間、県の補助制度として、対象年齢の拡大に加え、所得制限及び自己負担制度の撤廃等による拡充を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

令和2年3月25日

川口市議会議長

埼玉県知事様